



発行 東京都

目次

告示

○市街地再開発組合の定款の変更認可

（都市整備局市街地整備部再開発課）

○市街地再開発組合の定款及び事業計画の変更認可

（同）

○急傾斜地崩壊危険区域の指定

（建設局河川部指導調整課）

公告

○認定特定非営利活動法人の代表者の氏名の変更の届出

（生活文化スポーツ局都民生活部管理法人課）

○大規模小売店舗立地法に基づく意見の概要

（産業労働局商工部地域産業振興課）

告示

●東京都告示第千三百四十号

都市再開発法（昭和四十四年法律第三十八号）第三十八条第一項の規定に基づき板橋区西口地区市街地再開発組合の定款の変更を認可したので、同条第二項において準用する同法第十九条第一項の規定により、次のように告示する。

令和四年十月四日

一 組合の名称

板橋区西口地区市街地再開発組合

二 事業施行期間

令和四年七月二十九日から令和九年三月三十一日まで

三 施行地区

板橋区板橋一丁目地内

四 事務所の所在地及び設立認可の年月日

板橋区板橋一丁目十二番七号谷川ビル二〇三号室

令和四年七月二十九日

五 定款の変更の認可の年月日

令和四年十月四日

●東京都告示第千三百四十一号

都市再開発法（昭和四十四年法律第三十八号）第三十八条第一項の規定に基づき小川区西口地区市街地再開発組合の定款及び事業計画の変更を認可したので、同条第二項において準用する同法第十九条第一項の規定により、次のように告示する。

令和四年十月四日

東京都知事 小池 百合子

一 組合の名称

小川区西口地区市街地再開発組合

二 事業施行期間

令和二年四月十七日から令和八年三月三十一日まで

三 施行地区

小平市小川西町四丁目及び小川東町一丁目各地内

四 事務所の所在地及び設立認可の年月日

東京都知事 小池 百合子

小平市小川西町四丁目十四番二十七号NMCビル二階
令和二年四月十七日

五 変更の内容

事業施行期間を令和十一年十二月三十一日まで延長する。

六

定款及び事業計画の変更の認可の年月日

令和四年十月四日

●東京都告示第千三百四十二号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和四十四年法律第五十七号）第三条第一項の規定に基づき、急傾斜地崩壊危険区域を、令和二年東京都告示第百三十四号により指定された区域に追加し、次のとおり指定する。

この関係図書は、令和四年十月四日から起算して二週間東京都建設局河川部及び東京都南多摩西部建設事務所において一般の縦覧に供する。

令和四年十月四日

東京都知事 小池 百合子

一 区域の名称

八王子市大塚地区（2）

二 区域の範囲

次に掲げる土地に存する標柱六号から標柱十三号まで及び標柱一号を順次結んだ線並びに令和二年東京都告示第百三十四号で指定した土地の境界線に沿って結んだ線に囲まれた土地の区域（別図のとおり）

八王子市大塚

二八九番七

三三七番八

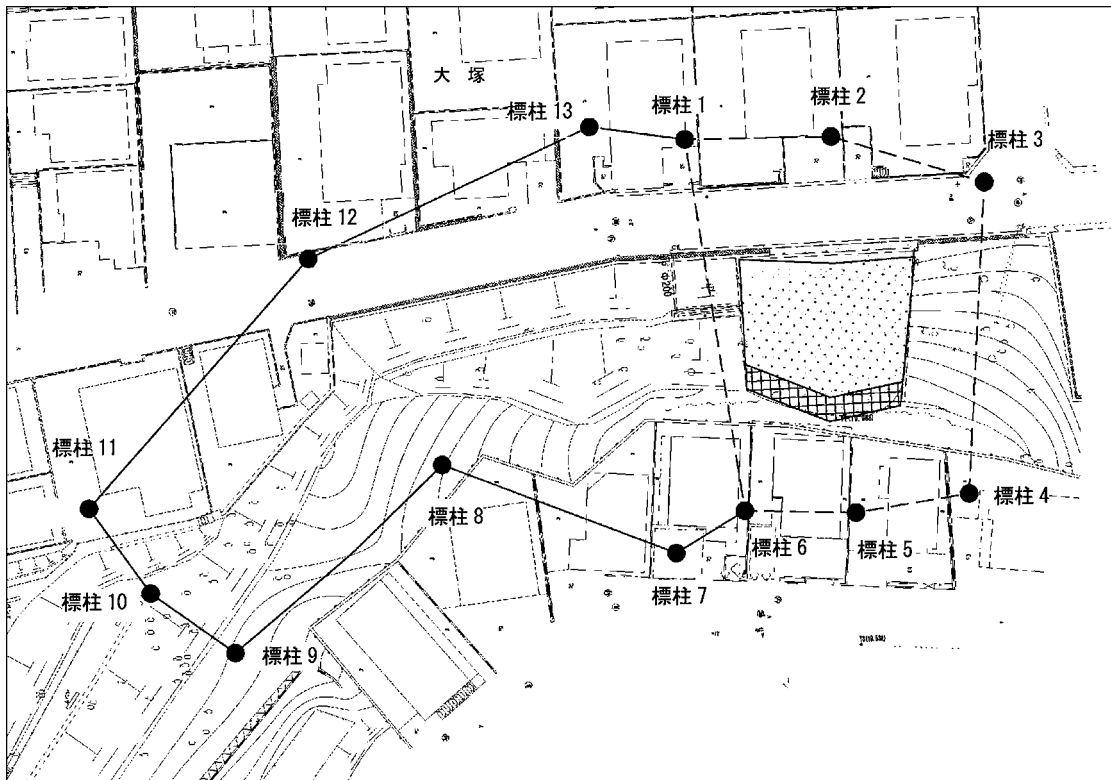
一号

六号及び七号

三四三番二	八号
三四六番二	九号
三四三番三	十号
三四三番三八	十一号
三四三番四九	十二号
三四三番四五	十三号

別図

八王子市大塚地区(2)
急傾斜地崩壊危険区域
八王子市大塚地内



公 告

認定特定非営利活動法人の代表者の氏名の変更の届出について

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第五十三
条第一項に規定する代表者の氏名の変更の届出があつたの
で、同条第二項及び特定非営利活動促進法施行条例の施行
に関する規則（平成十年東京都規則第二百四十三号）第二
十二条の三の規定により、次のとおり公告する。

令和四年十月四日

東京都知事 小 池 百合子

- 一 名称
特定非営利活動法人ホープワールドワイド・ジャパン
- 二 代表者の氏名
加藤 敦、竹本 雄大
- 三 主たる事務所の所在地
渋谷区笹塚二丁目十六番一号
- 四 その他の事務所の所在地
宮城県亘理郡亘理町五日町二十二番地
- 一 名称
特定非営利活動法人東京英語いのちの電話
- 二 代表者の氏名
DMITRENKO ALEXANDRE
- 三 主たる事務所の所在地
港区南青山六丁目十番十一号 ウェスレーセンター二
階

一 名称
特定非営利活動法人日本がん臨床試験推進機構

二 代表者の氏名
藤井 雅志

三 主たる事務所の所在地
千代田区神田神保町一丁目六十四番地 神保町協和ビ
ル六階

一 名称

特定非営利活動法人棚田ネットワーク

二 代表者の氏名
杉山 行男

三 主たる事務所の所在地
新宿区西新宿七丁目十八番十六ー七〇四号

一 名称

特定非営利活動法人パルシック

二 代表者の氏名
穂坂 光彦、伊藤 淳子

三 主たる事務所の所在地
千代田区神田淡路町一丁目七番地十一 東洋ビル

一 名称

特定非営利活動法人ジャパンマック

二 代表者の氏名
岡田 昌之

三 主たる事務所の所在地
北区滝野川六丁目七十六番九号 エスポワール・オチ

アイ一階

大規模小売店舗立地法に基づく意見の概要に
ついて

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八
条第一項の規定により大規模小売店舗の届出の公告に係る
意見を聴取したので、同条第三項の規定により次のとおり
意見の概要を公告し、当該意見を縦覧に供する。

令和四年十月四日

東京都知事 小 池 百合子

- 一 店舗名 道玄坂共同ビル
- 二 店舗所在地 渋谷区道玄坂二丁目二十九番一号
- 三 設置者名 道玄坂共同ビル株式会社
- 四 意見
- ア 聴取者 渋谷区長
- イ 概要 意見なし
- ウ 収受日 令和四年九月二十一日
- 五 縦覧場所 東京都産業労働局商工部地域産業振興課
（新宿区西新宿二丁目八番一号）
- 六 縦覧期間 令和四年十月四日から同年十一月四日ま
で。ただし、東京都の休日に関する条例
（平成元年東京都条例第十号）に定める
休日を除く。
- 七 縦覧時間 午前九時三十分から午後四時三十分まで。
ただし、正午から午後一時までを除く。

発行
 東京都
 東京都新宿区西新宿二丁目八番一
 号
 電話 ○三(五三二)一一一一(代)

郵便番号
 163-8001

定価
 本号
 一箇月 六、六〇〇円
 (郵送料を含む。)

印刷所
 勝美印刷株式会社
 東京都文京区白山一丁目十三番七号
 電話 ○三(三八二)五二〇一(代)

郵便番号
 113-0001

